

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当ではまる手続きをご自身でご確認してください。

⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
 【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
住 マイナンバーカード又は住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	(国内) 転出先で住所変更が必要です	○	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	転出先の市区町村	
	(国外) カードの継続利用手続き ※転出予定日の前日までに手続きが必要 ※外国籍の方はカードの返納	○	(お持ちの方) ・マイナンバーカード	本庁舎1階 4番窓口 市民課	★
所 申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	(カードができていない場合) 転出先で再申請が必要です	○	転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村	
	(カードができていない場合) カードを受け取り後、特例転出手続き	○	・交付通知書(ハガキ) ・本人確認書類	交付通知書(ハガキ)に記載された 受取場所	★
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります ※転出先の市町村で再登録ができます	○	転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村	
海外へ出国する方	※1年以内の短期国外転出の場合、転出届は不要	○		本庁舎1階 5番窓口 市民課	★

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

国民健康保険・年金	国民健康保険に加入している方					
	→69歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証、資格確認書の返却	○	国民健康保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口 国民年金課	★
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証、資格確認書の返却	○	国民健康保険証兼高齢受給者証、 資格確認書	本庁舎1階 9番窓口 国民年金課	★
	→修学のために転出する方	転出先で、引き続き、大分市の国民健康保険を使う 手続き	○	在学証明書		★
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		○			★
	→世帯に、後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取	○		※転出先へ提出してください	
75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証、資格確認書の返却	○	後期高齢者医療保険証、資格確認書	本庁舎1階 9番窓口 国民年金課	★	
	→大分県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有)	○		※転出先へ提出してください	
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	○	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	本庁舎1階 9番窓口 国民年金課	★	
国民年金を受給している方で、日本年金機構からの郵便物が 通称住所宛てに送付されている方	住所変更届 ※必要な場合があります	○		※転出先の年金事務所へ お問い合わせください		
海外へ出国する方	資格喪失 国民年金の任意加入 ※希望者のみ	○	・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを 確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★
	住所変更届 ※年金受給者の方	○	※受付は年金機構であり、国民年金室・ 各支所では案内のみ		—	—
	脱退一時金の請求 ※外国籍の方 ※希望者のみ	○	※受付は年金機構であり、国民年金室・ 各支所では案内のみ		—	—

長 寿 障 が い	大分市長寿応援バス乗車証をお持ちの方	大分市長寿応援バス乗車証の返却	○	大分市長寿応援バス乗車証	本庁舎1階 14番窓口	長寿福祉課	★
	65歳以上の方	介護保険証の返却	○	介護保険証		★	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも大分市の介護保険証をそのまま 使ってください	○			★	
	要介護認定を受けていた方	※転出先の市町村で手続きしてください	○	介護保険証	—		
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	受給者資格変更届	○	重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方)	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★
	タクシー券を交付されている方	タクシー利用券の返還	○	タクシー券		★	
	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	受給者証の返還	○	受給者証		—	
児童通所受給者証を交付されている方	受給者証の返還	○	受給者証	—			

こ ど も	小学生・中学生のお子さまがいる方	転校手続き ※引き続き大分市の学校に通う場合は、 児童生徒支援課で手続きが必要です	○	※学校から、「在学証明書」「教科用 図書給与証明書」を受領し、転出先 へ提出してください ※引き続き大分市の学校に通う場合は 転出先の住民票(世帯全員が記載され たもの)が必要です	これまで通って いた学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—
	児童手当を受給している方 (0歳～高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで))	児童手当資格消滅届 ※受給者が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせ ください ※大分市の転出予定日の翌日から15日以内に 転入先で必ず申請手続きを行ってください	○	窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ※転出先での申請遅れに注意して ください	別館3階	子育て支援課	★
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで))	子ども医療費助成受給資格証の回収、又は 有効期限の修正 ※窓口に来ることが難しい場合は、お問合せ ください	○	子ども医療費受給者証			★
	おおいた子育てほっとクーポンをお持ちの方	大分市を転出する前日まで使用できます 転出先が大分県内であれば、クーポンを持参のうえ、 転入する市町村で引換交付の手続きをしてください 県外の市町村ではクーポンの使用はできません	○	ただし、県内に再度転入する場合は、ク ーポンが必要となる場合がありますので、紛 失しないようにご注意ください	(転出先が大分県内の場合) 転出先の市町村		
	妊娠中の方	大分市の妊産婦健康診査受診票は使えなくなりますの で、転出先で手続きしてください	○		転出先の市町村		
	保育施設等に入園、又は入所申請しているお子さんがいる方	退所(園)手続き、申込取下げ手続き	○			子ども入園課	★
	児童扶養手当の認定を受けている方	児童扶養手当の住所変更	○	※受付窓口でご相談ください	別館3階	子育て支援課	★
	ひとり親家庭等医療費助成の認定を受けている方	ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届又は喪失届	○	ひとり親家庭等医療証			★
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の住所変更	○	※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	重度心身障害者医療費助成の受給者資格変更届	○	重度心身障害者医療費受給者証			★
上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、 「所得課税証明書」が必要な場合があります 転出先の自治体に確認の上、必要に応じて 取得してください	○	本人確認書類	本庁舎1階 1番窓口	税制課	★	

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当ではまる手続きをご自身でご確認してください。

⇒オンライン申請可

[★]マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
税	上下水道の使用を止める方	使用中止届 ☎お電話又はインターネットでも手続きできます	水道使用中止届	上下水道局 料金センター 097-538-2416 本庁舎1階 7番窓口	★
	125cc以下の原付バイク、 小型特殊自動車を所有している方	廃車申告（軽自動車税（種別割）） 	・ナンバープレート ・車両情報（車名・型式・車台番号・排気量等） ・本人確認書類	第2庁舎3階	★
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	※軽自動車協会でご相談ください		全国軽自動車協会連合会大分事務所 097-524-0222	
	125ccを超えるバイクを所有している方	※大分運輸支局でご相談ください		九州運輸局大分運輸支局 050-5540-2087	
	大分市に、土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談		資産税課	—
	海外に転出される方	納税管理人のご相談		第2庁舎3階	市民税課 —
税金	市税（国保税を除く）の納付に関するお問い合わせ			納税課	—
その他	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届	登録（鑑札）番号が分かるもの ※詳しくは転出先市町村にお問い合わせください	転出先の市町村	
	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※お客様の状況により手続き場所が異なります まずはお電話でご確認ください	本庁舎6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 株式会社大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555	—
	大型・粗大ごみの処分が必要な方	有料収集の申込み	※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀岡支所 097-575-1122	—
転出Q&A	新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった	→転出証明書は有効ですので、早急にお届けください	→特例転出（マイナンバーカードをお持ちの方）の場合、転入手続きができない場合があります 電話（097-537-7298）でご相談ください	本庁舎1階 5番窓口	★
	転出届をした住所とは、違うところに住むことになった	→転出証明書はそのままでも有効です 実際に住み始めた市区町村にお届けください			
	転出届をした後に、引越しが取り止めになった	→転出届を提出した窓口で取消の手続きが必要です	国外への転出取り止めの時は 全員分のパスポートが必要です	本庁舎1階 5番窓口	★
	転出証明書、マイナンバーカードを紛失した	→転出証明書の再発行が必要です	本人確認書類		★

2025.7.31現在



〒870-8504
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分
(土曜・日曜・休日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の
窓口業務を夕方6時まで延長

097-534-6111(代表)

WEB

市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀岡・野津原)、明野支所の
開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

転出

(大分市 → 他市町村)

転出届

新しい住所地にお住まいになる1カ月前から受付しています

住み始めてから14日以内に、「転出証明書（又はマイナンバーカード、住基カード）」を持参して、新しい住所地の市区町村で転入届を提出してください。

引っ越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから
転出届をオンラインで提出できます。



《届出に必要なもの》

- ・窓口にいられた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- ・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

関連する手続きは
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

他市町村に引越しされる方へ

本庁舎1階
市民課5番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所に
お越しください



大分市 公式
LINE
友だち募集中!



イベント情報など、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など＞



その他、
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証又は資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人としていられた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。